

## 国民健康保険税の暫定賦課廃止について

国民健康保険制度の改正に伴い、令和3年度からの国民健康保険税は5月の暫定賦課を廃止し、納期の回数が9期から8期に変更になります。

※暫定賦課とは・・・前年中の所得が確定しない時期に、前年度の課税額を参考に仮の保険税額を算定する賦課方法。

これまでと納期および納付回数が異なりますので、ご確認のうえ納期限内納付にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

### (参考)国民健康保険税の納期

令和2年度まで			令和3年度から		
	納期月			納期月	
暫定賦課	1期	5月	本算定賦課	1期	7月
本算定賦課	2期	7月		2期	8月
	3期	8月		3期	9月
	4期	9月		4期	10月
	5期	10月		5期	11月
	6期	11月		6期	12月
	7期	12月		7期	1月
	8期	1月		8期	2月
	9期	2月			
	5月に仮の保険税額を算定し、7月に前年中の所得を基に年間保険税額を算定			7月に前年中の所得を基に年間保険税額を算定	

### 【令和3年度からの国民健康保険税の納付方法】

#### 1 納付書または口座振替で納付されている方(普通徴収)

令和3年度から、5月の支払いはありません。7月中旬に1年度分の国民健康保険税納税通知書と納付書(8回分)を送付しますので、納期限内にご納付ください。口座振替の方は納期限日に引き落としとなります。

なお、納付回数が少なくなるため、1回にご納付いただく保険税額は増えてますが、年間の保険税額は変わりません。

#### 2 年金からの天引きで納付されている方(特別徴収)

これまでと変更はありません。仮徴収(4月・6月・8月)と本徴収(10月・12月・2月)の年6回に分けて年金から天引きとなります。

問 本庁 医療保険課国保G ☎52-1111 内線166